

福岡水素エネルギー戦略会議 平成 22 年度実証活動支援事業 公募要領

1. 実証活動支援事業の目的

「福岡水素戦略 (Hy-Life プロジェクト)」(平成 20 年 2 月 21 日決定)に基づく優れた実証活動を支援することにより、水素エネルギー社会を世界に先駆け実現するとともに、世界的な研究開発拠点を形成することを目的とします。

2. 公募対象、助成対象経費・補助率、採択条件等

公募対象 (事業名)	補助要件
1. 北九州水素タウンの整備	<p>〔実証場所〕北九州市八幡東区東田内</p> <p>〔事業期間〕平成 22 年度 (1 年間)</p> <p>〔助成対象〕 <small>小型移動体 (燃料電池アシスト自転車, 燃料電池フォークリフトほか) の導入・実証に要する経費</small> <small>その他、北九州水素タウンの整備に必要となる経費</small></p> <p>〔補助率〕 事業費の 1/2 以内 1, 2, 3</p> <p>〔助成上限〕 8,000 万円以内</p> <p>〔採択件数〕 1 件程度</p> <p>〔その他要件〕 水素供給・利用技術研究組合が実施する経済産業省「水素利用社会システム構築実証事業」との連携が確実なこと。</p>

- 1 : 助成対象経費 (事業費) は、「機械装置等経費」「構築物等経費」「原材料等経費」「共同研究費」「その他経費 (~ 以外で会長が認めた経費)」の合計額とする。
(経費の区分は、4 頁「別表」に示すとおり。)
- 2 : 助成対象経費 (事業費) の 1/2 を超えない範囲で、人件費および現物提供分を金額換算し「その他経費」に算入することを認める。(詳細については事務局と調整)
- 3 : 広報・啓発活動費など会長が特に認めた経費については、別途助成対象とする。
(補助率 : 1/2)

3. 事業の流れ

公募・提案

採択審査

採択通知

実施計画書提出

交付申請

交付決定通知

事業実施

概算払い請求

実績報告

助成金額の確定通知

精算払い請求

4. 応募資格

福岡水素エネルギー戦略会議の会員であること。

提案代表者は、「産」であること。

「産」：日本国内に事業所を有し、1年以上事業を継続している企業。

5. 提案書受付期間

平成22年3月17日（水）～平成22年4月2日（金）午後3時必着

6. 提案書様式

様式「福岡水素エネルギー戦略会議 平成22年度実証活動 実施提案書」

7．提案書の提出方法

提案者は、「福岡水素エネルギー戦略会議 平成 22 年度実証活動 実施提案書」を 3 部(正本 1 部、副本 2 部)、「提案書のデータを入力した CD - R」1 枚を、持参又は郵送により提出ください。

提案書は採択審査以外の目的に使用せず、応募内容に関する秘密は厳守いたします。
提案書は返却いたしません。
提出された提案書等について、ヒアリングを行う場合があります。

8．採択審査

提案されたテーマの中から、本事業の目的・目標、実証活動の完遂能力等を総合的に判断し内定者を決定します。

9．助成金の支払

助成金の支払いは、概算払い及び精算払いを併用するものとします。
なお、概算払いとは、原則として、年度途中に行う、支払い済み及び支払いが確定している経費に係わる助成金の支払いをいいます。

10．成果の帰属

助成事業によって得られた産業財産権等の成果は、原則として、助成を受けた企業等に帰属します。

11．その他

- (1) 助成対象は、原則として、採択通知日以降に発生した経費とします。
- (2) 本事業は地方自治体からの負担金により実施されているため、地方自治体の予算成立後、助成内容等に変更が生じる場合もあります。

12．問い合わせ及び応募書類の提出先

福岡水素エネルギー戦略会議事務局（福岡県商工部新産業・技術振興課内）

担当：丸林

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 - 7
TEL 092-643-3448 , FAX 092-643-3436
E-mail info@f-suiso.jp
URL <http://www.f-suiso.jp>

別表（経費の区分）

1 . 機械装置費	1 件が 1 0 万円以上の機械装置又は工具器具の購入、製作、改良、修繕、据付、撤去に要する経費。 (但し、パソコン等著しく汎用性の高いと認められるものは除く。)
2 . 構築物等経費	構築物の建造、修繕、据付、撤去に要する経費
3 . 原材料等経費	原材料及び消耗品等の購入に要する経費のほか、1 件が 1 0 万円未満の機械装置又は工具器具の購入等に要する経費。
4 . 共同研究費	共同研究に要する経費。
5 . その他経費	1 ~ 4 以外で会長が認めた経費。 (但し、茶菓子代や飲食費、交際接待費は除く。)

助成対象経費（事業費）の 1/2 を超えない範囲で、人件費および現物提供分を金額換算し「その他経費」に算入することを認める。（詳細については事務局と調整）